

答申第 1197 号

諮問第 1852 号

件名：単身赴任届の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 11 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 7 月 3 日に審査請求人は愛知県警察本部情報公開窓口に来庁した。審査請求人は、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）の特定の役職者に係る単身赴任届の開示を求める内容の行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受け付けた。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

単身赴任届 稲沢署 署長・副署長分に限る 最新のもの（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。)

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件開示請求は、稲沢警察署の署長及び副署長が単身赴任届を提出していることを前提としたものである。

本件請求対象文書の「単身赴任届」とは、職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 11 条の 2 に規定する単身赴任手当を職員が申請する際に提出するものである。

単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給されるものである。

単身赴任手当の届出は、単身赴任手当に関する規則（平成 2 年人事委員会規則 5-604）第 7 条により定められ、新たに単身赴任手当の支給要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（様式第一）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならないこととされている。

つまり、本件請求対象文書は、配偶者のある職員が、異動等により当該配偶者と別居することとなった場合に作成されるものである。

（ウ）行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、令和 7 年 7 月 11 日付けで条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

イ 本件処分の理由

本件処分の理由となる条例第 7 条第 2 号及び条例第 10 条該当性は以下のとおりである。

（ア）条例第 7 条第 2 号本文該当性

- a 条例第 7 条第 2 号本文は、個人情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これ

を不開示情報としている。

- b 本件開示請求は、稲沢警察署の署長及び副署長を指定し、両者から提出されたとする単身赴任届の開示を求めるものである。単身赴任届の性質は前記ア(イ)のとおりであるため、本件請求対象文書が存在した場合、当該職員は配偶者が存在し、さらに、異動によりその配偶者と別居したことを示すこととなる。これらの情報は、当該職員の家族状況等を表す情報であるため、条例第 7 条第 2 号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

(イ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性

条例第 7 条第 2 号ただし書では、条例第 7 条第 2 号に該当する情報であっても開示すべき情報が定められている。前記(ア)b の個人情報について、このただし書該当性を検討すると、稲沢警察署の署長及び副署長に関し、氏名等の情報は慣行として公としているものの、配偶者の有無や家族との同居の有無といった家族状況について公にするような法令、慣行等はないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

次に、稲沢警察署の署長及び副署長は同号ただし書ハの公務員に該当するが、当該職員の家族状況は職務の遂行に係る情報ではないため、ただし書ハも該当しない。

さらに、同号ただし書のロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかであるため、ただし書のいずれにも該当しない。

(ウ) 条例第 10 条該当性

- a 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- b 本件開示請求は、前記イ(ア)のとおり不開示情報である個人情報前提とし、当該情報に係る行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第 10 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、稲沢警察署の施設に関して縷々主張するが、個人情報該当性については何らの主張もない。さらに、本件開示請求で不開示とした根拠及び理由である条例第 7 条第 2 号及び第 10 条該当性は上述のとおりで

あるため、審査請求人の主張には理由がなく失当である。

(3) 結語

本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、単身赴任手当を申請する際に提出する単身赴任届であって、稲沢警察署の現在の署長及び副署長のものと解される。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 処分庁は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、条例第 7 条第 2 号により保護すべき情報に当たり、条例第 10 条に該当すると決定している。そこで、本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、請求内容に「稲沢署 署長・副署長分に限る 最新のもの」と記載されていることから、本件開示請求は、稲沢警察署の現在の署長及び副署長が単身赴任届を提出していることを前提として、処分庁が作成又は取得した文書の開示を請求するものであると認められる。

当審査会において、職員の給与に関する条例及び単身赴任手当に関する規則を確認したところ、異動等により同居していた配偶者と別居することとなり、単身赴任手当の支給要件を具備するに至った職員は、単身赴任届によって届け出なければならないとされていることが認められた。

そうすると、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、当該職員に配偶者が存在するか否か、及び異動等によりその配偶者と別居したか否かという個人に関する情報を明らかにすると同様の結果を生じさせるものと認められる。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

さらに、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報であると認められる。

ウ 以上により、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすること

は、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

単身赴任届 稲沢署 署長・副署長分に限る 最新のもの
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 1 0	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 2 (第 728 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 6 . 1 2 (第 729 回審査会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申